

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案に対する修正案

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第二項中「生産性」を「食料自給率」に改め、同条に次の一項を加える。

3 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、農林漁業において小規模の農林漁業者が果たしている役割の重要性に鑑み、その能力が活用されるように配慮されなければならない。

第十五条第五項中「聴かなければ」を「聴くほか、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ」に改める。

第十六条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村及び都道府県は、基本計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画を作成しようとする市町村の区域の農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の意見を反

映させるために必要な措置を講じなければならない。

第十七条第三項中「、第四項」を「から第五項まで」に、「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改める。